

～営利、宣伝その他これらに類する目的でのご利用について～

長浜市市民まちづくりセンターでは、利用目的が施設の設置目的である協働のまちづくりの推進や地域振興に関わることで、公益性が認められる活動については、営利、宣伝その他これらに類する目的でも利用できます（使用料は倍額）。

〔主な利用例〕

目的	利用例
地域の生涯学習の推進や学力向上に資するもの	○個人事業主や企業による参加費や受講料が必要なカルチャースクール（講師が月謝を徴収しておけいこを行ったり、施設の申込みをしたり、講師が主体となる教室を含む） ○試験会場 ※学習会をうたったマルチ商法まがいの利用は不可
生涯学習・文化芸術等の振興に資するもの	○民間団体による技術検定試験・昇段試験の会場 ○民間団体による文化芸術に関する発表会や展示会 ○映画の上映会（公序良俗や善良な風俗に反する内容ではなく、著作権等に関し正式な手続きを行ったもので、文化向上に資するものは可）
地域の雇用確保、労働環境の向上に資するもの	○地域企業の会社説明会や採用試験（個別・合同等の形は問わない。） ○社員研修
地域住民の生活に関するもの	○市の工事や委託業務に関する業者間の会議・説明会 ○市民の日常生活に影響する工事や事業所の開所に関する事業者説明会 ○買い物支援目的やしょうがい者自立支援目的による移動・巡回販売 ○個人事業主や事業者による無料相談会（有料の場合は直接販売行為（サービスの提供）と同等のため不可）
その他	○地域特産品の開発、研究過程における試食会（販売を伴うものは不可） ○商品の展示会・実演会（物品等の紹介のみに留めること。金額を明示したり、その場での販売を伴うものは不可）

※利用にあたっては、施設の設置目的に合致するか具体的な利用内容をお聞きしたうえで判断させていただきます。

※非営利団体であっても商品の宣伝、広告、販売、その他これに類する目的や収益活動で利用する場合は営利利用として取り扱います。

※単純な商品販売行為（販売を目的とした契約行為を含む）や特定商取引に関する法律第 33 条で定義される販売形態をとる活動は利用できません。

利用申込み後または利用中に利用目的が上記活動と判明した場合は、利用の取消しや使用料の差額分をお支払いいただくことがあります。

詳しくはまちづくりセンター窓口へお問い合わせください。